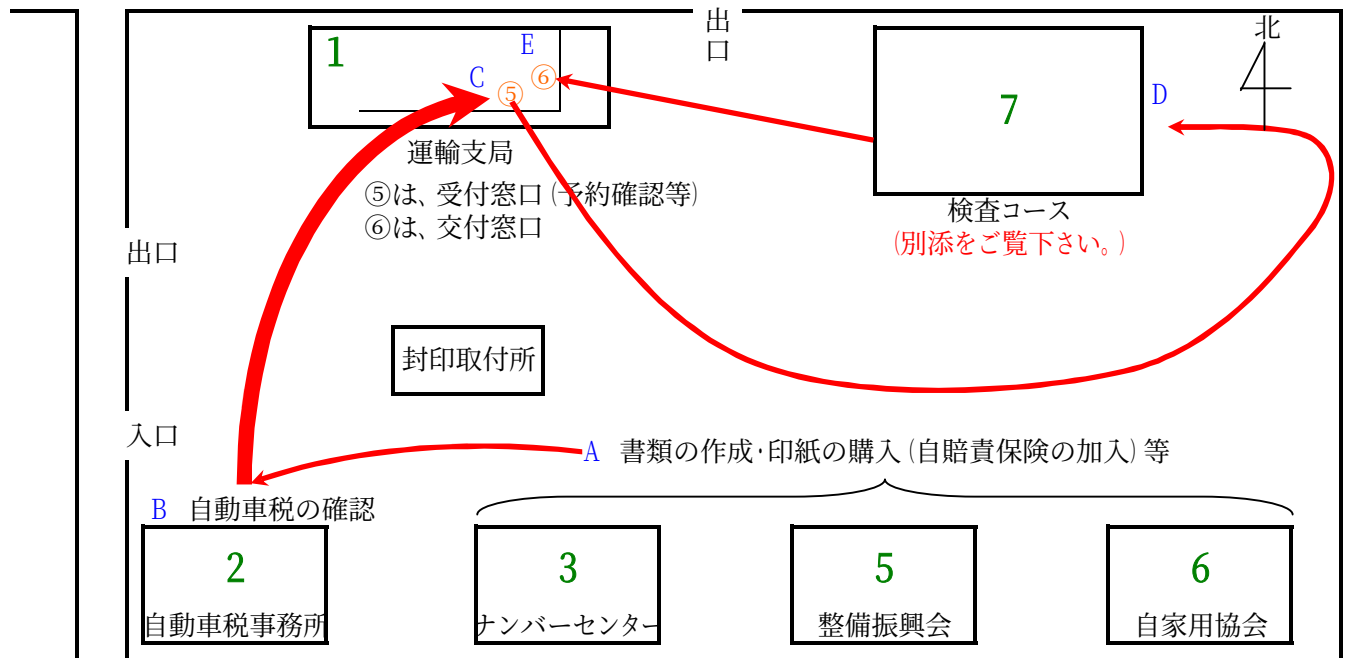


ユーザー車検 (継続検査) の手順

群馬運輸支局

運輸支局構内配置図 (略図)



1～7の番号は建物の番号を示す。

A⇒B⇒C⇒D⇒Eの順に進んで下さい。

A: **書類の作成等** (3番、5番又は6番の建物など)

- ・継続検査申請書 (第3号様式又は専用3号様式)
- ・自動車重量税納付書に貼付する自動車重量税印紙
- ・自動車検査票に貼付する自動車検査登録印紙、自動車審査証紙
- ・自動車損害賠償責任保険の加入

を購入し、必要事項を記載してください。

B: **自動車税の納税確認** (2番の建物)

自動車税の納税証明書をもとに自動車検査票にスタンプを押印してもらってください。

C: **予約及び書類の確認** (1番の建物の⑤番窓口)

5桁の予約番号により、予約の確認をします。また、書類の不備等についてもチェックします。

D: **検査コースにおける自動車検査** (7番の建物)

受検したことのない方や不慣れな方等は、検査コースを見学していただいたうえ、受検されますようお願いいたします。
事故のないよう十分注意のうえ、受検してください。
なお、検査コースにおける不明な点がございましたら、検査コース担当職員にお尋ね下さい。

E: **有効期間の更新** (1番の建物の⑥番窓口)

検査合格後、**以下に示す4枚**の書類を提出し、新たに更新された自動車検査証と自動車検査標章の交付を受けて下さい。

上から、**自動車重量税納付書、自動車検査証、自動車検査票、継続検査申請書**の順にそろえて、バインダーやクリップなどをはずして、提出してください。

交付された自動車検査証及び自動車検査標章を確認してください。

以上で、継続検査の申請は終わりになります。
自動車検査標章を貼り替えておいてください。

ご不明な点がございましたら、1番の建物の⑤番窓口にてお尋ね下さい。